平成22年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		氏名	（受給者番号） （フリガナ） （役職名）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内　千　円	千　円	千　円	内　千　円

控除対象配偶者の有無等				老人	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）						障害者の数（本人を除く）			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
						特定		老人		その他		特別		その他				
有	無	従有	従無		千　円	人	従人	内　人	従人	人	従人	内　人		人	内　千　円	千　円	千　円	千　円

（摘要）　住宅借入金等特別控除可能額　　円　　国民年金保険料等の金額　　円
居住開始年月日

配偶者の合計所得	千　円
個人年金保険料の金額	千　円
旧長期損害保険料の金額	千　円

未成年者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦 一般	寡婦 特別	寡夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	中途就・退職 年	中途就・退職 月	中途就・退職 日
													22		

受給者生年月日						
明	大	昭	平	年	月	日

（受給者交付用）

支払者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	（電話）

給与所得者と確定申告

確定申告や還付申告をする場合は、給与所得の源泉徴収票が必要です。

確定申告の必要な方

◎　給与の収入金額が2,000万円を超える方
◎　給与所得、退職所得以外の所得が20万円を超える方
◎　2か所以上から給与の支払を受けている方　　など

※　平成22年分の所得税の確定申告期間は、
　　平成23年2月16日（水）～3月15日（火）です。

還付申告のできる方

◎　災害等により損害を受けた方
◎　多額の医療費を払った方
◎　特定の寄附金を支出した方
◎　住宅の新築や購入、増改築をした方
◎　年の途中で退職した方　　など
※　還付申告は、平成23年2月15日以前でも行えます。

申告書はインターネットをご利用ください

国税庁ホームページでは、画面の案内に従って金額などを入力し申告書を作成することができます。
また、タックスアンサーでは、よくある質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。
詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

『確定申告書等作成コーナー』で『申告書』が作成できます！